

奈良市公報

第 2 1 7 号

平成19年2月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 都市計画地区計画の変更案の公衆縦覧…………… 1
- 都市計画道路の変更案の公衆縦覧（2件）…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 住居番号の設定…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 3
- 放置自転車等の処分…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出…………… 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出（2件）…………… 5
- 放置自動車の処分等…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 6
- 一般競争入札の実施…………… 6
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（5件）… 7
- 放置自転車等の保管…………… 8

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 8

告 示

奈良市告示第1号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成19年1月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
押熊町西地区地区計画

- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町及び東登美ヶ丘五丁目の各一部

- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市計画部都市計画課

- 4 縦覧期間
平成19年1月5日から平成19年1月19日まで

- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成19年1月19日までに必着するように提出してください。

（平成19年1月5日揭示済）

奈良市告示第2号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成19年1月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路
3.4.106号 三条線
7.4.100号 三条線

- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市高畑町～樽井町（3.4.106号 三条線）
奈良市樽井町～三条町（7.4.100号 三条線）

- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市計画部都市計画課

- 4 縦覧期間
平成19年1月5日から同月19日まで

- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成19年1月19日までに必着するように提出してください。

（平成19年1月5日揭示済）

奈良市告示第3号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成19年1月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路 3.4.105号 平城学園前線
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市あやめ池北一丁目及びあやめ池北三丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成19年1月5日から同月19日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成19年1月19日までに必着するように提出してください。
(平成19年1月5日揭示済)

奈良市告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供します。

平成19年1月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年11月9日 奈良市指令都整開 第06A-38号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成19年1月5日 第1034号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市東九条町440番地の1及び440番地の2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市東九条町475
大川 和雄
(平成19年1月5日揭示済)

奈良市告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供します。

平成19年1月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年4月11日 奈良市指令都整開 第05A-64号
平成18年12月1日 奈良市指令都整開 第05A-64-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年1月5日 第1035号
(2) 公共施設 平成19年1月5日 第452号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市北登美ヶ丘六丁目1218番地の10、1218番地の20、1218番地の22、1218番地の69、1218番地の71、1218番地の72、1218番地の73、1218番地の75、1231番地の1、1231番地の4、1231番地の5、1231番地の6、1231番地の7、1231番地の8、1231番地の9、1231番地の10、1231番地の11、1231番地の12、1231番地の14、1231番地の15、1231番地の16、1231番地の17、1231番地の18、1231番地の19、1231番地の20、1231番地の21、1231番地の22、1231番地の23、1231番地の27、1231番地の28、1231番地の29、1231番地の30、1231番地の31、1231番地の32、1231番地の33、1231番地の34及び1231番地の35
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺東町二丁目1-31
三和建设株式会社
代表取締役社長 有井 邦夫
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市北登美ヶ丘六丁目1231番地の1及び1231番地の4
(2) 下水道
奈良市北登美ヶ丘六丁目1231番地の1及び1231番地の4の各一部
(3) 公園
奈良市北登美ヶ丘六丁目1231番地の6
(4) 緑地
奈良市北登美ヶ丘六丁目1231番地の7、1231番地の8及び1231番地の9
(平成19年1月5日揭示済)

奈良市告示第6号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年1月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年1月5日
- 3 移動対象区域

- 近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市民生活部市民安全室地域安全課
電話 0742-34-1111代表
(平成19年1月5日揭示済)

奈良市告示第7号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。
平成19年1月5日
奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成19年1月5日揭示済)

奈良市告示第8号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成19年1月9日
奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年1月9日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年1月9日揭示済)

奈良市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成19年1月9日
奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
稲田 靖人		あんま	平成18年12月13日
いなだ鍼灸庵 (稲田 靖人)	奈良市西登美ヶ丘一丁目17-2		
飯村 宏行		柔道整復	平成18年12月25日
奈良駅前飯村接骨院 (飯村 宏行)	奈良市三条町512-3 カーサフクムラ1階		

(平成19年1月9日揭示済)

奈良市告示第10号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。
平成19年1月10日
奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成19年1月24日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成18年10月3日から同月4日まで、同月10日から同月12日まで、同月16日、同月18日から同月20日まで、同月23日から同月25日まで、同月27日、同月30日
(平成19年1月10日揭示済)

奈良市告示第11号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成19年1月10日
奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成19年1月10日
 3 移動対象区域
 近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
 以下省略
 (平成19年1月10日揭示済)

奈良市告示第12号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年1月11日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
しあわせの郷	奈良市学園北二丁目11-19	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年1月4日 平成19年1月4日
有限会社 幸福の郷	奈良県奈良市学園北二丁目11-19		
西ノ京デンタルクリニック	奈良市西ノ京町151-7	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成18年12月1日 平成18年12月1日
医療法人 宏剛会	橿原市見瀬町597-6		
(株)コムスン訪問看護ステーション紀寺	奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル2号館102・103	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成18年12月1日 平成18年12月1日
(株)コムスン	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー35階		

(平成19年1月11日揭示済)

奈良市告示第13号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年1月11日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		

サン薬局高の原店	奈良市右京四丁目14-33	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成18年11月30日 平成18年11月30日
株式会社関西メディコ	生駒郡平群町上庄1丁目14-12		
ノア・ホームベース	奈良市富雄元町二丁目6-33	居宅 介護支援事業 (介護計画作成)	平成18年9月30日
株式会社クリンペア	奈良市富雄元町二丁目6-33		
あやめヘルパーステーション	奈良市疋田町二丁目7-30	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成18年10月31日 平成18年10月31日
株式会社あやめコーポレーション	吹田市片山町四丁目42-10		
U・L・C有 限会社	奈良市恋の窪東町140-12 イマジンビル1F	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護 予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成18年12月31日
			平成18年12月31日
U・L・C有 限会社	奈良市恋の窪東町140-12 イマジンビル1F	平成18年12月31日	平成18年12月31日

(平成19年1月11日揭示済)

奈良市告示第14号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年1月11日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
有限会社アットホーム奈良店	奈良市西九条町二丁目3-17	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護 予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成18年11月30日
有限会社アットホーム	奈良市西九条町二丁目3-17		平成18年11月30日
			平成18年11月30日

(平成19年1月11日揭示済)

奈良市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年1月11日

奈良市長 藤原 昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	岡谷病院老人保健施設 やくしの里	奈良市高畑町210	医療法人岡谷会	平成18年 8月1日
新	医療法人岡谷会介護老人保健施設 やくしの里	奈良市高畑町210	医療法人岡谷会	
旧	株式会社まほろばケアセンター	奈良市大宮町六丁目9-1新大宮ビル3階	(株)まほろばケアセンター	平成18年 10月20日
新	株式会社まほろばケアセンター	奈良市大宮町六丁目1-11新大宮第2ビル3F	(株)まほろばケアセンター	
旧	ニッコリー支援センター	奈良市芝辻町四丁目12-1-603	有限会社ニッコリー	平成18年 10月20日
新	ニッコリー支援センター	奈良市大宮町六丁目1-11新大宮第2ビル3階	有限会社ニッコリー	
旧	西奈良中央病院介護老人保健施設大和田の里	奈良市丸山二丁目1220-163	医療法人松本快生会西奈良中央病院	平成18年 5月23日
新	医療法人松本快生会介護老人保健施設大和田の里	奈良市丸山二丁目1220-163	医療法人松本快生会	

(平成19年1月11日揭示済)

奈良市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年1月11日

奈良市長 藤原 昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	訪問介護ステーションほのぼの	奈良市東九条町206-25	(有)ほのぼの	平成18年 8月10日
新	訪問介護ステーションほのぼの	奈良市神殿町630-6キダビル2F	(有)ほのぼの	

(平成19年1月11日揭示済)

奈良市告示第17号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成19年1月11日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市朱雀五丁目地内(市道中部第1132号線上)
------	--------------------------

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	ミツビシ	EMERAUDE	普通自動車	灰	奈良33ひ7410	E54A-0102177

3 処分年月日

平成19年1月25日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111

(平成19年1月11日揭示済)

奈良市告示第18号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年1月12日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年1月12日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年1月12日揭示済)

奈良市告示第19号

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年1月12日

奈良市長 藤原 昭

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表1歳児保育事業補助金の項中「7,120円」を「5,340円」に改め、同表運営費補助金の項を次のように改める。

入所児童処遇改善費補助金	入所児童の処遇改善に努めていること。	保育所運営費交付基準を 超えて支出される経費	児童1人月額 975円
--------------	--------------------	---------------------------	--------------------

別表行事費補助金の項の前に次のように加える。

職員給与改善費補助金	職員の給与改善に努めていること。	給与改善手当として本給以外に支給するために必要な経費	職員1人月額 15,700円
------------	------------------	----------------------------	-----------------------

別表採暖費補助金の項を削り、同表休日保育事業補助金の項を次のように改める。

休日保育事業補助金	休日・夜間保育事業実施要綱に基づく休日保育事業を実施していること。	休日保育事業を実施するために必要な経費	基本分 保育対策等促進事業費補助金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額 加算分 1施設当たり年額 1,500,000円 (ただし、休日保育事業の年間延べ利用児童数が200人以下の場合は750,000円)
-----------	-----------------------------------	---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表保育園活性化事業補助金の項中「142,500円」を「135,000円」に改め、同表一時保育促進事業補助金の項を次のように改める。

一時保育促進事業補助金	一時・特定保育事業実施要綱（平成12年児発第247号厚生省児童家庭局長通知）に基づく一時保育促進事業を実施していること。	一時保育促進事業を実施するために必要な経費	基本分 保育対策等促進事業費補助金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額 加算分 1施設当たり年額 1,000,000円 (ただし、一時保育促進事業の事業期間が6箇月未満の場合は、500,000円)
-------------	--------------------------------------------------------------	-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この告示は、平成19年1月12日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成18年度予算に係る補助金から適用する。

(平成19年1月12日揭示済)

奈良市告示第20号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年1月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
交通安全施設整備工事（青垣台一丁目地内他3箇所中町六条線）（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含む。平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成19年1月18日までは入札控室、同月19日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年1月18日まで(奈良市の休日を含む。平成元年奈良市条例第3号)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年1月19日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年1月15日揭示済)

奈良市告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年1月15日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	井岡 進 奈良市月ヶ瀬月瀬181番地	窪田 俊也 奈良市月ヶ瀬月瀬257番地の1

2 変更の年月日

平成19年1月1日

(平成19年1月15日揭示済)

奈良市告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年1月15日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	藤森 秀一 奈良市月ヶ瀬高36番地の4	井阪 秀樹 奈良市月ヶ瀬高283番地の1

2 変更の年月日

平成19年1月1日

(平成19年1月15日揭示済)

奈良市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年1月15日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	小西 功 奈良市月ヶ瀬長引436番地の1	奥田 正 奈良市月ヶ瀬長引210番地の1

2 変更の年月日

平成19年1月1日

(平成19年1月15日揭示済)

奈良市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年1月15日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中家 正弘 奈良市月ヶ瀬桃香野4898番地	久保田 清隆 奈良市月ヶ瀬桃香野4461番地

2 変更の年月日

平成19年1月1日

(平成19年1月15日揭示済)

奈良市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年1月15日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	老本 庄 藏 奈良市月ヶ瀬尾山2141番地	石本 久 尚 奈良市月ヶ瀬尾山2904番地の1

2 変更の年月日

平成19年1月1日

(平成19年1月15日揭示済)

奈良市告示第26号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年1月15日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年1月15日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年1月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第1号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成19年1月15日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内高樋町地内他5件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日
を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す
る市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなさ
れた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした
者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した
入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換
え又は撤回をすることができません。

8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記
録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成19年1月25日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証
金を納付したことを確認できる書類の同封がされて
いない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した
入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法
によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
書又は必要書類が同封されていない入札書

9 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年1月18
日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日
を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後
1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書
を経理課に持参してください。

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局
建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加
決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した
場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年1月19日までに入札参加申請者に通知しま
す。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成19年1月15日揭示済）